平成２５年（フ）第１５８号
長崎県諫早市西栄田町474番地、前住所長崎県諫早市多良見町囲524番地フォーレストアピテ201号
債務者　馬場美知子
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月20日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第３５４号
函館市豊川町９番13号
債務者　小林　憲明
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６３号
函館市昭和４丁目52番６号
債務者　川畑　知江
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６４号
函館市東山１丁目７番19号
債務者　館山　ユミ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３６９号
北海道茅部郡森町字鳥崎町33番地38
債務者　井上　英敏
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３７８号
北海道山越郡長万部町字長万部447番地30
債務者　今川美登里（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３８１号
北海道北斗市東浜１丁目17番14号、住民票上の住所北海道北斗市向野２丁目５番29号
債務者　鎌田たけみ
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３９１号
函館市松川町８番16号
債務者　土谷　正栄（旧姓青塚）
1　決定年月日時　平成25年12月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月21日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２６５号
愛知県江南市宮後町八幡147番地
債務者　安藤貴美江
1　決定年月日時　平成25年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第１１９号
山形県長井市歌丸1726番地
債務者　石澤　　悠
1　決定年月日時　平成25年12月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２５年（フ）第７９号
島根県大田市温泉津町温泉津ロ165番地
債務者　清谷美恵子
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２５８号
茨城県つくば市天久保３丁目14番地20　筑波プラトウ102号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成25年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第５３５号
埼玉県越谷市南越谷１丁目６番97―１号　ピノーロⅠ―103、旧住所静岡県沼津市杉崎町５番27号
債務者　村松　宏行
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５６６号
埼玉県越谷市千間台東２丁目478番地１　吉岡ハイツ２―205
債務者　相原明子こと　宮川　明子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第５７０号
埼玉県越谷市大字南荻島4401番地14　遠藤タウンハウスＬ棟
債務者　林　美佐子
1　決定年月日時　平成25年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２５年（フ）第１４２号
島根県安来市伯太町上小竹133番地
債務者　青田　　勲
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２号
島根県安来市吉佐町341番地
債務者　中山　昭博
1　決定年月日時　平成25年12月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５５５号
静岡県浜松市中区和合町205番地の28　第三木下ハイツ101号
債務者　古川　精二
1　決定年月日時　平成25年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年２月14日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係